

その他の固定負債を活用した 節税対策

1. 目的

(1)節税

- ① 支払利息の計上 …… 法人税の節税
- ② その他の固定負債の贈与 …… 相続税の節税

(2)個人財産の蓄積

- ① 収入源の確保
- ② 相続税の支払資金の準備

2. 対策の概要

(1)その他の固定負債に対する支払利息の計上

- ① 契約書の作成
- ② 個人の確定申告

(2)その他の固定負債の贈与

- ① 贈与証書の作成
- ② 贈与税の申告



3. 要点及び留意事項

- (1)金利の支払いはしてもしなくても良い
- (2)金利は支払う人と支払わない人が居ても良い
- (3)レートは「4%+公定歩合」以下にする
- (4)贈与は110万円以上して、贈与税の申告をする
- (5)“その他の固定負債を増加する対策”と並行的に実施すると成果が大となる

1. 法人税の節税

『その他の固定負債』に『支払利息』を計上すれば、法人税の節税ができます。要点は次のようです。

- (1) 決算時に1年分を計上する
- (2) 利息は「4%+公定歩合」以下にする
- (3) 法人と個人間に『金銭消費貸借契約書』を作成する

2. 個人が負担する税金

利息を受取った個人は、所得税の申告が必要です。

- (1) 「確定申告」で他の所得と合算して申告する
- (2) 『雑所得』の欄で申告する
- (3) 原則として「収入金額」で申告をする

3. 個人の節税

利息を受取った個人の税金は増加しますが、次のようにすれば、家族又は同族一族では節税になります。

- (1) 所得の低い人が利息を収受する
- (2) 給与の「過大報酬」になる恐れがある人が、利息を収受する

4. 相続税の節税

『その他の固定負債』は、貸している個人は『貸付金』という財産です。この財産を贈与すれば、財産が減少しますから相続税の節税ができます。

5. その他の固定負債の贈与方法

- (1) 『贈与証書』を作成する
贈与があったことを客観的に示すために、必ず作成することが必要です。

- (2) 会社で贈与の記帳をする
吉朗から雅代に贈与をした場合、次のような仕訳をします。

(借方)		(貸方)
その他の固定負債(吉朗)	／	その他の固定負債(雅代)

- (3) 贈与税の申告をする
税務署に贈与を認めさせるために、110万円以上贈与して、贈与税の申告をすることが重要なことです。

6. 『その他の固定負債』贈与の長所

次のような長所があります。

- (1) 贈与資金が不要
- (2) 贈与手続きが簡単
- (3) 受贈者(贈与を受ける人)に、お金を持たせないために教育的に良い

